

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	令和3年8月2日 09時00分ごろ
発生場所	三重県志摩市安乗崎南西方沖 安乗埼灯台から真方位224° 1.9海里付近 （概位 北緯34° 20.5′ 東経136° 52.9′）
事故の概要	漁船松栄丸は、漂泊して操業中、圧流されて消波ブロックに衝突し、のちに波にもまれて転覆した。
事故調査の経過	令和3年8月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 松栄丸、2.46トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-39292（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船首部舷縁に割損、操舵区画及び船尾部に圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁を行う目的で、志摩市阿児町国府白浜の離岸堤（以下「本件離岸堤」という。）東方沖で漂泊して操業中、東からの風と波に圧流され、本件離岸堤に接近したので、錨及び錨索を同時に海中に投下した。</p> <p>船長は、錨と錨索とが接続されていなかったものの、投錨したので本件離岸堤への接近は止まると思い、操業を続けた。</p> <p>船長は、本船が圧流され続け、本件離岸堤の至近となったときに錨が効いておらず、本船が圧流され続けていることに気付いたものの、どうすることもできず、本件離岸堤の消波ブロックに衝突した。</p> <p>船長は、本船の船首が消波ブロックに接触したまま波にもまれて右舷側に転覆した際に落水し、付近にいたサーファーにより救助され、国府白浜海岸まで運び上げられた。</p> <p>本船は、船長が所属する漁業協同組合が手配した業者により、志摩市国府漁港にえい航された。</p>
分析	本船は、漂泊して操業中、東からの風と波に圧流された際、船長が、錨と錨索とが接続されていなかったものの投錨し、本件離岸堤への接近は止まると思い、操業を続けたことから、本船が圧流され続けていることに気付かず、本件離岸堤の消波ブロックに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が漂泊して操業中、東からの風と波に圧流された

	<p>際、船長が、錨と錨索とが接続されていなかったものの投錨し、本件離岸堤への接近は止まると思い、操業を続けたため、本船が圧流され続けていることに気付かず、本件離岸堤の消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、発航前に、錨、錨索及び船体それぞれの接続を確実にしておくこと。・ 船長は、錨泊する場合には、投錨したのち、錨索の張り具合を確かめるなどして錨かきを確認し、錨の効果を確認すること。